

街頭検査の実施結果

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要		
1月27日(金) 13:30~16:00	甲州市塩山 (日下部警察署 塩山分庁舎構内)	運輸支局 自動車検査法人 軽自動車検査協会 塩山支部 振興会	4名 1名 1名 5名 2名	総検査車両数 不良車両数 整備命令 口頭注意 車検切れ	88台 6台 0台 6台 1台

【主な不適合箇所】

- 口頭注意
- ヘッドレスト未装着
- 、車幅灯、制動灯、後退等の不点灯等

※ 塩山支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

自動車整備業のビジョンⅡ 説明会開催のお知らせ

(転換期に立つこれからの自動車整備業のあり方)

「自動車整備業のビジョンⅡ」説明会を、各支部例会にて9月～12月の間実施しました。

今後の事業運営の方向性の判断材料として、また、事業発展を促進するために有効に活用して頂くため、ビジョンⅡに示された内容についてさらに詳細に説明致します。

下記のとおり説明会を開催致しますので、会員の皆様のご出席をお願い致します。

記

◇日 時 2月23日(木) 18:30~20:30
受付 18:00~

◇会 場 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇内 容 「自動車整備業ビジョンⅡ」内容説明
今後の事業運営の方向性の判断材料として、事業発展を促進するための方策
(1)整備業を取り巻く事業環境の変化と今後の見通し
(2)整備事業者の今後の取組みについて(課題への対応)

◇講 師 大塚マネジメント・リサーチ
代表 大塚悦郎 先生

◇テキスト 「自動車整備業のビジョンⅡ」(当日ご持参下さい)

◇申込方法 巻末の申込書に必要事項を記入の上 2月20日(月)
までにFAXによりお申し込みをお願い致します。



環境に優しい整備事業場に対する顕彰について (関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

CO₂排出量削減、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取り組みの活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取り組む会員整備事業場に対して支局長表彰が実施されます。

下記により申請受付を行いますのでお申し込み下さい。

『(社)山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰申請受付』

積極的に環境対策へ取り組まれている会員事業場を「環境指向型事業者」として推薦する。

1. 環境対策への取組が優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き続き基準維持事業場として環境改善に取組む者。
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 当会等の定款・各種規約等への遵守状況が良好な者。
5. 当会及び支部等の諸活動に協力的に参加されている者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。
7. 表彰の推薦は、原則として毎年3月に行うものとする。

【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 2月28日（木）まで

2. 申請方法

申請を希望される事業場は、「CO₂排出量削減の取組等実施状況申告書」（本誌巻末）をコピーし、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。
(申告書は指導・教育部門窓口にも用意しております。)

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰以後3年以上連続して優良な事業場は、関東運輸局長表彰に推薦いたします。

5. 当会以外の団体に所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

6. 支局申請までの流れ

平成24年3月末

・振興会→環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会へ申請

平成24年4月中旬

・環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会→山梨運輸支局へ申請

平成24年4月下旬から5月上旬

・支局現地審査

※ 環境指向型事業者表彰審査基準をご参考下さい。

環境指向型事業者表審査基準

	項目	基準
CO2 排 出 量 削 減 の 取 組	①エアコンプレッサの圧縮エア漏れの防止体制	1. 定期的にエアコンプレッサーの圧縮エア漏れがないか確認している。
	②洗車時の節水の実行体制	1. 節水の実施を積極的に取り組んでいる。
	③温水洗車機の灯油の使用量の削減体制	1. 温水洗車機の灯油の使用量を管理し積極的に削減に取り組んでいる。
	④適切な室温の設定・管理体制	1. 空調の温度を控えめにしている。
	⑤照明電力の削減の実施体制	1. 照明電力の削減に積極的に取り組んでいる。
	⑥省エネ機器の活用	1. 省エネ機器を積極的に活用している。
	⑦不要な電源オフの実行	1. 不要な電源を切ることにより節電に取り組んでいる。
	⑧待機電力の削減	1. 待機電力の削減に積極的に取り組んでいる。
	⑨燃費改善効果のある整備の周知	1. エコ整備等についての PR を行っている。
	⑩事業場における CO2 排出量の管理体制	1. CO2 排出量を年間を通して管理し把握している。(管理項目は最低限、電気、都市ガス、LPガス、灯油、ガソリン、軽油、重油、入庫台数とする。)
産業廃棄物マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者と契約しているか	1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者（以下、「処分業者」という。）と個別に委託契約している。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）が適正である。
	②マニフェストを交付しているか	1. マニフェストは、A、B1、B2、C1、C2、D、E 票の 7 枚綴りであり、B1 以下の票を廃棄物処理法に基づき処分業者に交付している。 2. マニフェストの交付台帳を作成している。
	③マニフェストを保管しているか	1. 回付されたマニフェストを 5 年間保存している。 2. 5 年の実績のない場合は、全て（最も古いものから最も最近のものまで）保管している。 3. 9 月以内に B2 票及び D 票、1 月以内に E 票が回付されない場合は、措置報告書を○○県知事に提出している。
	④マニフェストの交付等状況報告書を提出しているか	4. マニフェストを交付した場合、事業場ごとに前年度に交付したマニフェストの交付状況報告書を毎年 6 月 30 日まで、都道府県知事に提出している。
使用済み自動車等の処理	①自動車リサイクル法に基づく引取業者の資格を有しているか	1. 県知事の登録を受けている。(5 年毎に更新) 2. 自動車リサイクル促進センター、リサイクルシステムの引取業者の登録をしている。 3. 自動車リサイクル法に定める引取業者の標識が掲示されている。
	②引取時の自動車リサイクル料金の預託確認をしているか	1. 預託確認及び預託されていない場合の引取時預託を行っている。
	③引取り書面（引取証）の交付を確実にしているか	1. 取りの際に最終所有者に引取証を確実に交付している。
	④引取時の装備確認をしているか	1. 引取時にフロン類、エアバッグ類の装備確認を確実に行っている。
	⑤電子マニフェストにより処理しているか	1. 電子マニフェストにより取引・引渡し報告をしている。
	⑥フロン類を適正に処理しているか	1. 県知事の登録を受けている。(5 年毎に更新) 2. 自動車リサイクル促進センター、リサイクルシステムの回収業者の登録をしている。 3. 自動車リサイクル法に定める回収業者の標識が掲示されている。

		<p>4. フロン類回収機を保有し回収している。</p> <p>5. ロン類回収業者は使用済み自動車から回収したフロン類は、自ら再利用する場合を除き、自動車リサイクル法に基づき適正に処理している。</p> <p>6. フロン類の回収量等を電子マニフェストにより確実に報告している。</p> <p>7. 使用者に、フロン類の適正処理に関する情報を提供している。</p>
	⑦使用済み自動車を適正に処理しているか	<p>1. 廃油、廃ラジエータ液 (LLC)、燃料、廃バッテリー等を事前選別し収集運搬業者に排出している。</p> <p>2. 有価物として処分業者に引き渡す場合についても、電子マニフェストにより処理している。</p> <p>3. 使用済み自動車等のエアバッグを作動処理している。又は、使用済み自動車等のエアバッグを作動処理できる業者と委託契約し、適正に処理している。</p>
廃部品等の処理	①廃部品等を適正処理しているか	<p>1. 廃部品等 (廃油、廃ラジエータ液 (LLC)、鉄くず、プラスチック、ガラス等) の処理について、適正回収ルートにより処理している。</p>
	②産業廃棄物を分別して保管しているか	<p>1. 産業廃棄物を種類毎に分別して保管している。</p>
	③保管場所には有害物質の流出等の防止対策が施されているか	<p>1. 保管場所には、周囲に囲を設け、床はコンクリート等による地下浸透防止対策を施している。</p> <p>2. 保管場所には、屋根等を設け、雨水等による流失防止対策を施している。</p>
	④保管場所には廃棄物の種類の掲示等があるか	<p>1. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示している。</p> <p>2. 保管場所には、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。</p>
	⑤廃タイヤを適正回収ルートで処理しているか	<p>1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。</p>
	⑥廃バッテリーを適正回収ルートで処理しているか	<p>1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。</p>
	⑦廃塗料を適正回収ルートで処理しているか	<p>1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。</p>
環境保全の向上	①自動洗車機の設置届出をしているか	<p>1. 水質汚濁防止法に基づき〇〇県知事に届出している。</p> <p>2. 公共下水道に排水する場合は、「下水道法」に基づき公共下水道管理者に届出している。</p>
	②騒音、振動についてコンプレッサー等の設置届出をしているか	<p>1. コンプレッサーの定格出力が7.5キロワット以上の場合は、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、市町村に届出している。</p>
	③塗装ブースの設置届出をしているか	<p>1. 労働安全衛生法に基づき、労働基準局に、有機溶剤設備設置届出をしている。</p> <p>2. 集塵装置等が設置されている。</p>
	④汚泥の処理等について適正に処理しているか	<p>1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者と個別に依託契約している。</p>
	⑤作業場、駐車場に廃油等がこぼれていないか	<p>1. 作業場、駐車場等は、廃油、廃ラジエータ液 (LLC) の飛散等により周辺土壤を汚染することの無いよう管理している。</p>
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所は廃棄物が溢れないよう管理しているか	<p>1. ゴミ箱、廃棄物保管場所等には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない。</p> <p>2. 廃棄物は、定期的に処分しており、大量に保管することの無いよう管理している。</p>
	⑦敷地内に廃棄物、使用済み自動車、廃タイヤ等が放置されていないか	<p>1. 廃棄物は、所定の場所に保管している。</p>

	⑧作業場、事務所の整理整頓等を定期的に実施しているか	1. 作業場、事務所の整理整頓及び雑草の除去を定期的に行う等、環境美化に努めている。
	⑨浄化槽及び油水分離層の清掃を定期的に実施しているか	1. 浄化槽及び油水分離層の清掃を定期的に実施し、廃油等の流出を防止している。
	⑩一般廃棄物を適正処理しているか	1. 事務所から排出されるゴミは、分別して排出又は適正に処理している。
	⑪廃棄物は焼却処分とせず適正処理しているか	1. ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却せずに適正に処理している。
リサイクル部品の活用	①リサイクル部品の情報を使用者に提供しているか	1. 整備依頼を受けた時、使用者に、当該整備に係るリサイクル部品の使用について情報を提供している。
	②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示はあるか	1. リサイクル部品の取扱いが可能な旨の掲示をしている。
	③リサイクル部品の入手ルートを確保しているか	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。
	④リサイクル部品について保証期間を明示しているか	1. リビルト部品には保証期間を設け、この旨明示している。 2. リユース部品について、保証の有無等について説明している。
	⑤リサイクル部品を活用し促進しているか	1. 使用者からのリサイクル部品の使用依頼について、積極的に応じている。
	⑥リサイクル部品の使用状況の把握を行っているか	1. リサイクル部品について、使用状況の把握を行っていること。

なお、環境指向型事業者表彰審査基準における、CO2排出量削減の取組⑩については、CO2排出量を年間を通して管理し把握する必要があります。

CO2排出量の管理・把握は日整連の環境家計簿をご利用下さい。

1. 日整連ホームページのトップページ



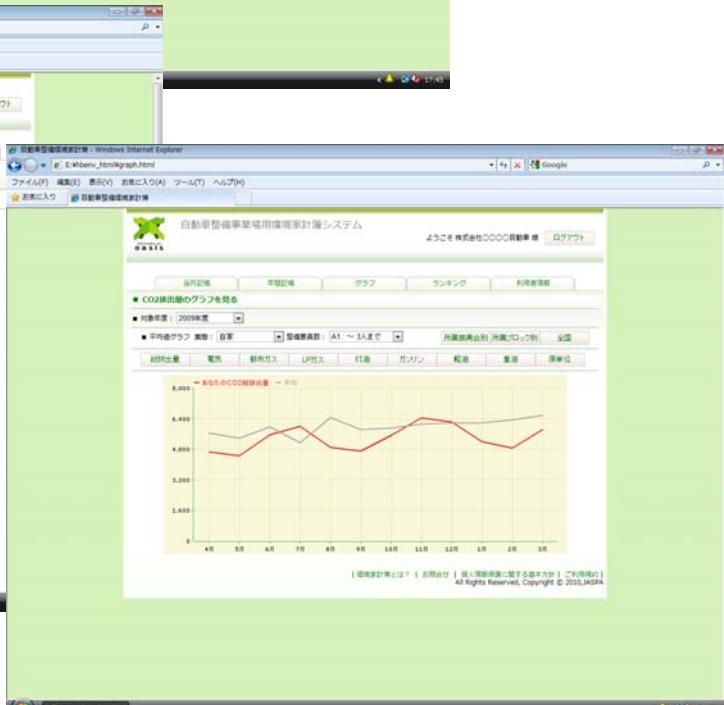
2. 環境家計簿システムの利用手順

- ①日整連HPトップページから「整備事業関連情報」にカーソルを合わせて、プルダウンが出たら、「環境家計簿」をクリック。
- ②ログイン画面が出たら、「新規登録」をクリック。
- ③新規登録画面が出たら、各項目を選択・入力して「確認」ボタンをクリック。

- ④入力確認画面を確認して頂き、内容に誤りが無ければ、「登録」ボタンをクリック。
- ⑤「登録されたメールアドレスに仮パスワードを送信しました」の画面が出来ます。(画面を閉じて、メール受信を確認)
- ⑥メールで送信されたパスワード(メールアドレスが「会員ID」)で、①の画面からログイン。
(ログインすると「記帳画面」に入れます。)
- ⑦記帳画面で、当月の使用量等を入力。
- ・年間記帳画面前月以前の入力値の修正や、追加入力ができます。
 - ・グラフ画面入力したエネルギー使用量からCO₂排出量を算出し、グラフを作成することができます。
 - ・業態別、規模別、所属振興会別で他の事業場とのCO₂排出量の比較や順位の確認が出来ます。

○入力画面

○年間記帳画面



○グラフ画面

環境に優しい自動車整備関連事業場 山梨県推進協議会委員会が開催されました

◇日 時 1月23日(月) 13:30~
◇場 所 振興会会議室
◇出席者 環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会委員
(構成6団体各専務理事)
(社)山梨県自動車整備振興会 山梨県自動車販売店協会
山梨県軽自動車協会 山梨県中古自動車販売協会
山梨県自動車車体整備協同組合 山梨県自動車電装品整備商工組合

◇会議事項

- (1) 平成24年度環境指向型事業者支局長表彰の推薦について
- (2) 環境指向型事業者表彰申告書、審査表について
 - ・CO2排出量削減の取組等実施状況申告書
 - ・CO2排出量削減の取組等実施状況審査表
- (3) その他
 - ・支局長表彰一部改正説明会及び環境対策対応研修会の実施報告

第119期技術講習所受講生募集のご案内

1. 募集種目

一級小型自動車(A課程)・二級ガソリン・三級ガソリン

2. 募集人員

種目	募集人員数
一級小型自動車(A課程)	20
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

(受講希望人員10人未満の場合は開講いたしません。)

3. 受講申込み

①申込期間 **3月 1日 (木) ~ 4月 6日 (金)**

②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書(教育課窓口にあります)に必要事項を記入のうえ受講料を添えてお申し込み下さい。
受講者の都合により未受講となつた場合の受講料の返却はいたしません。

4. 受講料

種目		受講料	備記
一級小型自動車 (A課程)	会員	87,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	125,000	
二級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	
三級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	

5. 予定講習日程

(講師手配の都合上、受講者への講習日程表は開講式の日にお渡します)

- ①一級小型自動車(A課程) 原則 月曜日 の30日間を予定
②二級ガソリン 原則 火曜日 の21日間を予定(土曜日1日含む)
③三級ガソリン 原則 火曜日 の21日間を予定(土曜日1日含む)
④講習時間 9:10~15:00 (1日 6時限)
⑤開講式・全課程(予定) 平成24年4月24日(火)講習開始初日に行います。
(一級課程は開講式のみとなります。)
※9:00より開講式を始めます。
- ・二級・三級 修了式(予定) 平成24年 9月 中旬
・一級小型自動車 修了式(予定) 平成25年 3月 初旬

6. 受講資格(実務経験は講習修了日までとする)

一級小型自動車 (A課程)	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いかれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して3年以上の実務経験を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して3年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、1年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

7. その他

- ① 本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ② 受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③ デジタルサーキットテスタをご用意下さい(ポケット型は不可)

※自動車整備商工組合購販課で下記の物を取り扱っています。

- ☆ 白色作業服 3,045円(S~3Lまで)
3,255円(4L~BXL)
- ☆ デジタル サーキットテスタ 7,000円

ハイブリッド車（プリウス）整備講習会のお知らせ

会員事業場にプリウスが車検のため入庫する機会が多くなってきました。

プリウスの車検整備における一部定期交換部品として、「ブレーキフルード」、「インバーター冷却水」等がありますが、E C B搭載のプリウスでスキャンツールを用いず通常のペダリング方法で行うと故障コードが入力され、フルード交換が出来なくなると共に、ブレーキが利かなくなってしまう車種もあります。

特に20系プリウスのブレーキフルード交換に当たっては、注意が必要となり、また、インバーターの冷却水交換においては、冷却水通路のエア抜きが必要となります。

「整備時の注意点」、「整備モード」、「ブレーキ禁止モード」

「E C B搭載ブレーキのフルード交換」、「故障コード消去の手順」

「インバーター冷却水の交換」等、これら整備時に必要な事柄を実習にて行います。

◇ 講習日時 3月22日（木）9:30～16:00

◇ 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会 学科教室及び実習場

◇ 担当講師 ディラートレーナー、振興会

◇ 講習内容 ハイブリッド車の整備における注意点

(30系) 整備モード、ブレーキ禁止モードへの移行方法

「スキャンツールでのアキュームレータ0ダウン」

(20系) ブレーキフルード交換実習

「スキャンツールを使用しない方法と使用する方法」

「故障コード消去の手順」

(10系) インバーター冷却水の交換実習

「冷却水路のエア抜き手順」

◇ 持ち物 筆記用具

◇ 受講料 5,000円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

◇ 定員 30名（定員になり次第締切とさせて頂きます）

◇ 受付期間 3月2日（金）まで

◇ 申込方法 申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」

からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

自動車エンジン電装（STEP UP 3）講習会のお知らせ

自動車のエンジン故障は、日々複雑になっています。

また、専用機器を使用しないと故障系統すら分からず状態です。

振興会所有の外部診断機を使って、エンジン電装理論、故障診断をしてみましょう。

「外部診断機等取扱講習」の応用講習です。

◇ 講習日 3月13日（火）9：00～16：00

◇ 講習場所 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇ 担当講師 ディーラー トレーナー

◇ 講習内容 自動車エンジン電装の理論と、ベンチエンジンや実車を使用した故障診断等の講習です。

【注意 回路図を使って行いますが、回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】

◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具

◇ 受講料 4,000円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

◇ 定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

◇ 受付期間 3月2日（金）まで

◇ 申込方法 申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

平成23年度整備主任者（技術）研修の開催について

平成23年度の標記研修を次により開催致します。

なお、各事業場には事前に通知しますので、必ず受講されますようお願い致します。

- ◇ 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）
- ◇ 研修場所 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇ 研修内容 (学科) 新機構・新装置について
(実習) エンジンの構造・機能及び故障診断
- ◇ 受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）

【使用テキスト】

- ・平成23年度版 自動車整備新技術（学科研修用） 945円
- ・平成23年度版 自動車整備新技術（実習研修用） 1,155円

- ◇ 研修時間 受付 9:00～9:30
研修 9:30～17:00

- ◇ 研修日程 下表を参照して下さい

回数	月日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
					学科(小型)	実習	学科(大型)
13	2月9日	木	東八②	45	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
			日下部				
14	2月16日	木	その他	20	ホンダ	ホンダ	いすゞ

ハイブリッド車整備講習（プリウス整備編）報告

6月に引き続き、トヨタプリウスの「インバーター冷却水交換作業」「ブレーキフルード交換作業」及び「各モード切り替え操作手順」「各システムの初期化」に関する講習を、1月10日（月）にディーラートレーナー2名と振興会が講師となり参加者19名にて実施いたしました。

作業方法を確認の後、参加者全員が作業を実践され手順の確認を行いました。

参加された皆さん、「資料だけで理解するのではなく、実際に作業してみるとより分かりやすく、忘れにくい」とのことです。

ハイブリッド車の入庫が今後増加する中で定期交換としての作業が本講習でよりスムーズに的確に行えることを期待します。

◇次回の予定

ハイブリッド車整備講習（プリウス整備編）

3月22日（木）



自動車電気基礎講習 STEP UP1報告

自動車電気基礎講習 STEP UP 1を、1月23日（月）に参加者7名にて行いました。

自動車の電気故障にみなさん苦手意識を少なからずお持ちではないでしょうか？

電気の基礎から、電気パネルを使用しサーキットテスタにて電位測定による不具合場所の特定などを解説いたしました。

参加された受講者のみなさまは、本講習に於いて「忘れていたことを思い出す良い機会だった」「電位測定での故障探究は、現場すぐに役立つ」とのことでした。

自動車の電気トラブルに対しての基礎知識を理解して頂き、ボディ電装、エンジン電装の故障探究につなげて頂きたいと思います。

皆様の更なる研鑽をご期待いたします。

今後の予定

STEP UP 2

自動車ボディ電装講習 2月21日（火）

STEP UP 3

自動車エンジン電装講習 3月13日（火）



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例

整備業界における社会的責務の増大等、業界を取り巻く諸環境の新たな転換に対応するため、「自動車整備相談所」を各都道府県振興会に開設し、整備に関するユーザーの相談を適正かつ迅速に処理し、一層の信頼性の確保に努めています。

そこで、整備事業を営む上での参考とされますよう、全国から寄せられた整備相談事例を紹介します。

ケースその1

【相談】長野県 男性

【内容】車検案内の方的な停止について

車名：外車 乗用車 初度登録：平成14年

9年前正規ディーラーで車を購入。以後、車検毎に案内をいただき車検をお願いしてきた。

今回、案内が無く車検を切らしてしまった。仕事に車を使っているため非常に困っている。

整備工場へ案内が来ないことを問い合わせたところ、「当店ではお客様の車の車検は遠慮したい、他の工場へ行ってください」と言われた。自分としては、整備代金の不払い等は無く、不良ユーザーでは無いと認識している。このような言われ方や、急に案内が来なくなる等の対応は心外である。

なお、定期点検整備や車検等のたびに細かいトラブルは発生していたので、そのたびに対応をお願いしてきたためクレーマーと思われているようだ。その中でも前回の車検後のトラブルが原因ではないかと思っている。

〈前回の車検後のトラブル内容〉

車検後、3日くらいでエンジン始動時にファンベルトが外れた。外れたベルトを確認したところ、細かいひび割れが入っていた。ベルトが緩んでいたのではないか。整備工場に説明を求めたところ「記録簿では『点検良』になっているので、こちらに非は無い」と言わされたが、納得が行かないで再度説明を求めるに、「ベルトとテンショナーが不良」との説明があり、新品部品と交換してくれた。本当に整備しているのか整備工場に対する不信感が残った。

今回の車検案内が無い件で、本社の部長へ電話をしたところ「営業所ではお客様の車は扱いたくない」と言っていると伝えられた。

『ダイレクトメールの発送停止』や、『車検はやりたくない』と言うのは整備工場側の一方的な言い分であり、会社としての姿勢を問わざるを得ない。整備振興会で対応してほしい。ただし、今後この整備工場では整備をする気はなく、陸運支局へも相談するつもりでいる。

【対応】

本社へ確認したところ、「非常に細かいお客様で、毎回対応に苦慮している」、「ダイレクトメールの停止は、担当者個人の考え方で行った。停止の件はこちらに非がある」との回答を得る。

相談者へダイレクトメールの件は整備工場側が非を認めていることを伝え、再度、整備工場側と話し合いをしていただく様お願いした。その後連絡なし。

ケースその2

【相談】埼玉県 男性

【内容】保安基準不適合車の記録簿未発行について

Tディーラーに定期点検を依頼したところ、タイヤの中のワイヤーが出てしまうほど摩耗しているとの診断結果であった。

定期点検終了後、知人のタイヤ店でタイヤを交換する予定だったが、定期点検の他の項目について把握したいため記録簿の交付を求めたが、Tディーラーは、保安基準に適合していない車両に対して、記録簿を出すことは出来ないとして拒否された。

前回の定期点検では、このTディーラーだったか違う事業場だったのかは正確に記憶ないが、その時にもタイヤの摩耗により交換が必要と言われ、その際に記録簿を交付して頂いた。

今回は交付出来ないという理由を知りたい。また、前回同様に、記録簿の交付をお願い出来るだろうか？

【対応】

過去にこのような事例がなかったかを日整連に問い合わせたところ、似たような事例は過去にもあったらしいので、その際の対応方法を聞かせてもらい、それらを参考に使用者に連絡をする。

（記録簿の欄外に状況の説明と了承の一筆を頂き、事業者に責任が及ばないようにして記録簿を交付した事例があったとの事。）

上記回答を含め相談者にはTディーラーとして、保安基準に適合しない車両に関しては記録簿の発行が出来ない社内規則があるので記録簿は交付してもらえないと思いますと伝えた。

また、依頼をしたTディーラーは他県の為、埼玉の振興会としては事業者に直接連絡は出来ない旨を伝え、そのかわりにTディーラーの属するT振興会に連絡を入れておく事で了承を取って、相談に関しては打ち切った。

相談者からはその後、問い合わせはないが、T運輸支局S専門官より連絡があり、今回の事案は、
①現状が保安基準不適合である以上、記録簿は出さないようにすること。
②タイヤに関しては、交換を行ってから定期点検を受け直す様にと相談者に指導したとの報告が入った。

ケースその3

【相談】神奈川県 女性

【内容】車検3か月後の整備保証について

車名:乗用車・初度登録:平成14年6月・走行距離:21,800Km

3か月前に車検を受けた車が、先日、道路走行中に後輪タイヤ付近から煙が出てくる不具合が発生し、最寄りのガソリンスタンドに整備を依頼した。その後、系列の車検実施の指定工場に持ち込まれた。指定工場に状況を話したところ、車検整備に関係がないからと云われた。3か月で壊れるのか、車検をやったのだから保証の対象ではないのか。対応が悪いし、納得ができない。

【対応】

状況が判らないため、車検対応工場に確認後、連絡をする旨伝える。

確認結果:窓口のGSは、「不具合の原因は、ブレーキキャリパ内のピストン固着による戻り不良と推測しており、現在見積中」であった。担当営業マンが車検には関係が無いと説明をしているが、サービス担当者は見積書が届き次第、相談者に因果関係の説明をする予定とのこと。

初動の説明が不十分であったこと、サービス担当者が説明の準備中であることを伝えると共に、現在の状況判断では整備を行った部分ではなく、同じブレーキ系統ではあるが法令に基づく点検等はされており整備不良とは思えないことも伝えた。また、整備保証は点検作業した部分に不具合があった場合に保証対象となる。そして、内容が確認され次第、サービス担当者から説明をする旨伝えた。

凍結防止剤による自動車部品腐食について

路面凍結防止のため道路上に散布される凍結防止剤の使用が、山間部を中心に行われています。

ご承知の通り、凍結防止剤が散布された道路を走行した後、洗車など手入れを怠りますと車両の下回り及びエンジン補機部品等が腐食する原因となり、腐食が進行すると故障に至る場合もあります。

定期点検の実施に合わせて下回り洗浄を追加作業としてお客様にご提案されたらいかがでしょうか。

腐食予防のため、定期点検、車検での入庫の際はご注意ください。

* 確認のポイント

- ① 下回り全般
- ② ホイールハウス内
(アンダーカバー等を取り外して内部に泥の侵入・堆積がないか確認)
- ③ エンジンルーム内の配管等を含むエンジン補機部品の確認

